

4 その他

(1) 関係機関との協議結果

大田原市 生活環境課

指導事項等	協議事項
・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を要する。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出を要する。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応すること。 ・住居付近の室外機については、騒音及び低周波の低減に努めること。なお、苦情があった場合には真摯に対応すること。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、基準内であっても作業時間の変更等を検討し、周囲に最大限配慮すること。 ・事業系一般廃棄物は、市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理すること。	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置はありません。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業はありません ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応いたします。 ・住居付近の室外機については、騒音及び低周波の低減に努めます。また、苦情があった場合には真摯に対応いたします。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、周囲に最大限配慮いたします。 ・事業系一般廃棄物は、これまでどおり市の許可業者に依頼して適正に処理します。 (回答確認日：令和7年2月17日)

大田原市 道路課

指導事項等	協議事項
・市道からの乗り入れ口の幅、位置や敷地等の境界などに変更がなければ、特に指摘事項はございません。	・市道からの乗り入れ口の幅、位置や敷地等の境界などに変更ありません。 (回答確認日：令和7年2月13日)

大田原市 都市計画課

指導事項等	協議事項
・屋外広告物について都市計画課都市計画係と協議すること。 ・駐車場法、バリアフリー法による技術的基準を遵守すること。 ・駐車場に荷捌き所、廃棄物処理施設の整備について、当初の開発協議と内容が変更となるため、都市計画課開発指導係と協議をすること。	・屋外広告物を設置する際には事前に都市計画課都市計画係様と協議を行います。 ・駐車場法、バリアフリー法による技術的基準を遵守いたします。 ・今回の変更については屋根等の建築物の追加はなく、アスファルト舗装の変更等もないことから、調整池能力に影響はなく、当初の開発協議からの内容変更はありません。 (回答確認日：令和7年2月17日)

大田原市 商工観光課

指導事項等	協議事項
・駐車場の位置及び収容台数(減少)、荷さばき可能時間帯の変更があるので、指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況—5. 街並みづくり等への配慮についても記載してください。	・届出書 9 ページに「4 街並みづくり等への配慮」として配慮事項を追記しました。 (回答確認日：令和 7 年 2 月 17 日)

大田原市

政策推進課 指導事項なし
危機管理課 指導事項なし

栃木県 環境保全課

指導事項等	協議事項
・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	・店舗運営にあたっては、引き続き静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。 (回答不要のため確認日なし)

栃木県警察本部 交通規制課

指導事項等	協議事項
・令和7年1月9日、事前協議終了。 今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課様と協議させていただき、交通規制課様とも再協議させていただきます。 (回答確認日：令和 7 年 2 月 14 日)

栃木県

交通政策課 指導事項なし
道路整備課 指導事項なし
道路保全課 指導事項なし
経営支援課 指導事項なし